

町民の皆さまへ

新聞報道を通じて既にご承知の方が多く存じますが、当町の防災保全課に所属する70歳代の会計年度任用職員が、公用車の給油カードを不正使用して、自己車両に給油（通算15,358円）していたことが発覚したため、昨日付けで当該職員を停職3か月の懲戒処分と致しました。

今回、当町職員がこのような行為を行ったことは誠に遺憾であり、また、当町の名誉と利益を害したことにつきまして、町政運営の責任者として町民の皆さまに心より深くお詫び申し上げます。

当町では日頃から職員に対して法令の遵守について厳しく指導を行ってまいりましたが、今回の事件を受けて改めて「法令及び服務規律の周知と遵守」について一層の徹底を図り、一日も早く町民の皆さまからの信頼を回復することができるように職員一丸となって取り組んでまいります。

令和3年9月29日

町長 矢野 純男